令和　5年　4月　1日

個人情報ファイル簿

行政機関等の名称		半田市長
個人情報取扱事務	個人情報ファイルの名称	印鑑登録事務ファイル
	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民経済部市民課
	個人情報ファイルの利用目的	半田市民に対し、半田市印鑑条例に基づき、印鑑登録及び抹消するために利用する。
	個人情報ファイルの記録項目	（基本事項） ☑ 個人識別符号 ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ その他識別符号 ☑ 氏名 ☐ 性別 ☑ 生年月日・年齢 ☑ 住所 ☐ 電話番号 ☐ 国籍・本籍 ☐ 続柄 （社会生活） ☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 財産・収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ 趣味・嗜好 （家庭生活） ☑ 家庭状況 ☐ 結婚歴・離婚歴 ☐ 親族関係 ☑ 身体的特性・能力 ☐ 性質・性格 ☐ 動機・意見・相談 ☐ その他 （その他） （　　）
	個人情報ファイルの記録範囲	半田市に住民登録をしている者で成年被後見人以外の15歳以上の者と代理人
	記録情報の収集方法	☑ 本人　☑ 本人以外 ☐ 実施機関内　☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁　☐ 民間団体・私人 ☑ その他（　代理人　） 印鑑登録申請書または印鑑登録紛失届・印鑑登録廃止届を提出した者から収集整理している。
	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
	個人情報の経常的提供先	☐ 有　☑ 無 ☐ 実施機関内　☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁　☐ 民間団体・私人　☐ その他 名称（　　）

個人情報取扱事務	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	半田市総務部総務課
		所在地	〒475-8666 半田市東洋町二丁目１番地
	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	非該当	
	個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ☑有 □無 □法第60条第２項第２号（マニュアル処理）	
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
	行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
	開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	実施なし	
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
	条例要配慮個人情報	実施なし	
	その他		